



福島市告示第 22 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

令和5年1月24日

福島市長 木幡 浩

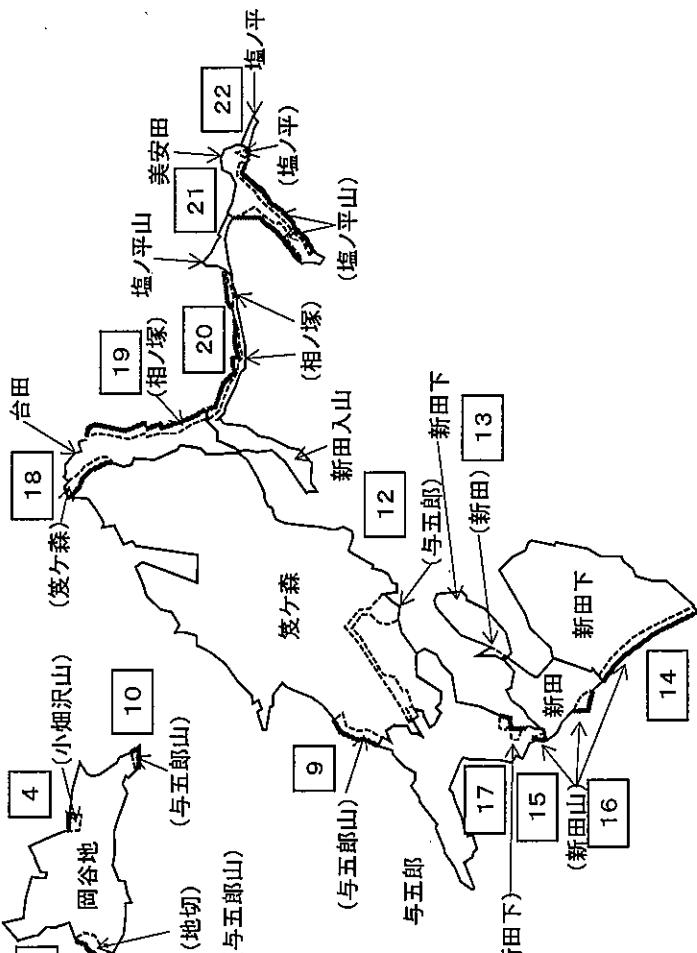
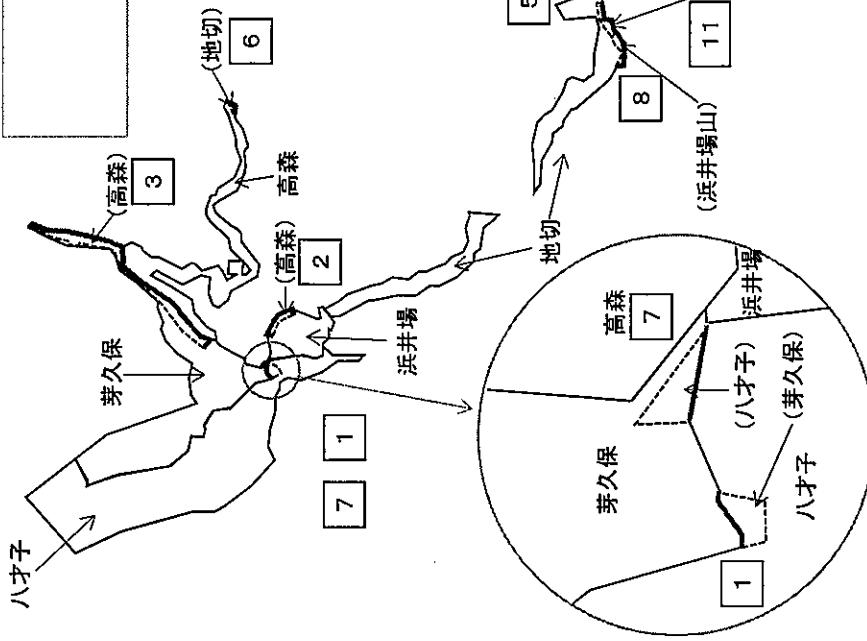
1 区 域 大波地区の一部
(別紙のとおり)

別 紙

編入する字名		編入される区域
大波字八才子	大波字芽久保	1 31の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字浜井場	大波字高森	2 15の73から15の75まで、15の101
大波字芽久保	大波字高森	3 15の128、15の135及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部
大波字岡谷地	大波字小畑沢山	4 1の7、1の8
大波字岡谷地	大波字地切	5 1の1、10の2、1の4から1の6まで、1の口、2の4及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部
大波字高森	大波字地切	6 7の3
大波字芽久保	大波字八才子	7 4の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字地切	大波字浜井場山	8 18の2、18の3
大波字笈ヶ森	大波字与五郎山	9 2の6から2の8まで及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字岡谷地	大波字与五郎山	10 12及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字地切	大波字与五郎山	11 20の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字笈ヶ森	大波字与五郎	12 31から34まで及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字新田下	大波字新田	13 9
大波字新田下	大波字新田山	14 8の2、8の5、9の3及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字与五郎	大波字新田山	15 8の3
大波字新田	大波字新田山	16 8の4
大波字与五郎	大波字新田下	17 2の3、2の口、3、4の1から4の7まで、5の14及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

編入する字名	編入される区域
大波字台田	大波字笈ヶ森 [18] 1の2から1の5まで、21の7から21の9まで及びこれら区域に介在する道路である国有地の一部
大波字台田	大波字相ノ塚 [19] 1の3、1の5、4の2、4の3、4のイ及びこれら区域に介在する道路である国有地の一部
大波字新田入山	大波字相ノ塚 [20] 1の6、1の7、1の9、4の4、4の5及びこれら区域に介在する道路である国有地の一部
大波字美安田	大波字塩ノ平山 [21] 3、6の1、6の2、7の2、7の3及びこれら区域に隣接する国有地である道路の一部、水路の全部
大波字美安田	大波字塩ノ平 [22] 164の2、164の3

参考図(大波地区)



例	
凡	新字界
	旧字界
()	旧字名